

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額に係る改正後の特別職の職員の給与に関する条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の222.5」とする。